

新潟県における動物愛護の現状について

第1稿 近年の動物愛護の状況と長岡市での講座総括

山川 智子

1. はじめに～「動物の殺処分ゼロ」達成へのまだまだ長い道のり

2019年春、東京都で犬・猫の殺処分ゼロを達成したという画期的なニュースが報じられた。東京都ではかねてより「TOKYO ZERO」プランとして、①ペット産業適正化のための生後8週齢規制の早期実現、②捨てられた動物のための動物愛護センターをティアハイム的な施設へと置き換えるように促す、③保護犬・保護猫との出会いを広める、と3つのスローガンを掲げて取り組みを進めてきた。「TOKYO ZERO」には各界の著名人・有名人らも牽引役として名を連ね、2020年07月現在、131,653人の賛同者がいる。(「TOKYO ZERO」公式サイトから)2017年には情報サイトである「ワンニャンとうきょう」を開設して、動物愛護に関連したボランティア団体の紹介、犬・猫の新たな飼い主探しの譲渡会の掲載など、精力的な動物愛護活動を展開してきた。

このような動きの背景には、本来なら2020年夏に開催されるはずだった東京オリンピックや諸外国の状況などへの政治的な思惑も当然あっただろう。上記ニュースについても、動物の殺処分が完全にゼロとなったわけではなかった。攻撃性が強かったり重篤な病気にかかったりして飼育が困難のため、やむなく安楽死させるケースを除いて、あくまでも譲渡対象となった動物に限った話であったようだ。実際は、譲渡対象以外の犬・猫の殺処分数が2018年に約150頭いたという。東京都の動物愛護センターが引き取り殺処分した犬・猫が2015年に203頭、2016年には犬の殺処分ゼロ、猫の殺処分数が94頭だったことを考えると、2018年に犬・猫の殺処分数ゼロを達成したことは確かに大いなる躍進といえる。犬・猫を殺処分する方法も、炭酸ガスを充満させた処分機に押し込んで窒息死させるものから、麻酔を併用した筋弛緩剤等の薬物注射に移行しつつあったとしても、殺処分が依然として残酷で無益で、あまりにも不幸でかなしい殺生であることには変わらない。

しかし、現在の日本における各自治体で、動物の殺処分ゼロを目指した取り組みが少しずつではあるが、次第に進んできているのも確かなことである。「保健所」が「動物愛護センター」と馴染みやすい通称となり、動物を引き取って殺処分するのではなく、新たな譲渡先を見つけるマッチングに力を入れるようになってきた。2014年に犬・猫の一切の殺処分ゼロを達成した神奈川県動物愛護センターや、2017年に犬・猫の殺処分ゼロを達成した熊本県動物愛護センターや、2016年から処分対象となった動物を引き取るようになった広島モデルなどが代表例である。

折しも、2019年6月に参議院本会議で、改正動物愛護法が可決・成立したことで、幼い子犬・子猫の心身の健康を守るための「8週齢規制」がようやく実現する見通しとなった。但し、柴犬や秋田犬など日本犬6種はブリーダーが直接販売する場合に限り、規制の適用外である。繁殖業者やペットショップなどの飼育施設や管理にかかわる規制も以前よりかなり強化はされたものの、未だに不透明かつ闇の部分が残っている印象は否めない。

2019年度の「動物の愛護及び管理に関する法律等(動物愛護管理法)の一部改正」には、2012年の動物愛護管理法改正の際に、法施行後5年を経過した場合の見直し条項を規定していた経緯がある。改正の目的は、動物取扱業のさらなる適正化と動物の不適切な取扱いへの対応強化で、幼齢の犬猫の

販売等の制限（販売日齢の規制）とマイクロチップの装着の義務づけについて必要な検討を行うことを規定した。

以下に、今回の改正の骨子と変更点を挙げる。

1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化
2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等
 - ①登録拒否事由の追加
 - ②環境省令で定める遵守基準を具体的に明示
遵守基準：飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
 - ③犬・猫の販売場所を事業所に限定
 - ④出生後 56 日（8 週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限
3. 動物の適正飼養のための規制の強化
 - ①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
 - ②都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
 - ③特定動物（危険動物）に関する規制の強化
・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
 - ④動物虐待に対する罰則の引き上げ
殺傷：（新）懲役 5 年、罰金 500 万円←（旧）懲役 2 年、罰金 200 万円
虐待・遺棄：（新）懲役 1 年、罰金 100 万円←（旧）罰金 100 万円
4. 都道府県等の措置等の拡充
 - ①動物愛護管理センターの業務を規定
 - ②動物愛護管理担当職員の拡充
 - ③所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定
5. マイクロチップの装着等
 - ①犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課すものである）
 - ②登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける
6. その他として、以下に掲げる 5 項目が示されている。
 - ①殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
 - ②獣医師による虐待の通報の義務化
 - ③関係機関の連携の強化
 - ④地方公共団体に対する財政措置
 - ⑤施行後 5 年を目途に必要な措置を講ずる検討条項

上記の改正で特筆すべきは、罰則規定の強化・厳罰化である。動物虐待や殺傷、多頭飼育崩壊、遺棄等は残念ながら後を絶たない。ここ 5 年間に発生した 100 件以上の陰惨な事例報告を見ても、猫を対象とした凶悪乃至悪質な事件が顕著である。

動物愛護については、5 年前の 2014 年にゼミ学生の卒業論文の指導で取り上げた。（『犬と共に生きる～私達が犬にできること～』池田・江口、川崎ら）80,000 字弱の分量で現状分析や諸外国との対比、譲渡会の取材やペットロスまで網羅した。

「なぜ動物の殺処分はなくなるのか？」

「動物の虐待や遺棄はどうしてなくなるのか？」

当時の学生からの問いかけの答えを未だに明確に持ち得ないでいるのが悔しい。

本稿は、筆者が新潟市の動物愛護推進員として知り得た近年の新潟県及び新潟市における動物愛護の現状と取り組みの一端と、長岡市のまちなかキャンパス長岡で実施された動物愛護に関連する講座の総括をまとめたものである。

日本全国の犬・猫を合わせた殺処分数は、年間で約43,216頭（平成29年度環境省データ：表1太字）という。先述したゼミ学生たちの卒論作成当時の犬の殺処分数が年間で43,606頭（平成23年度：表1太字）だったから、数値だけ見るならば、その頃に比べたら状況は確かに改善しつつあるといえる。殺処分数の減少と返還・譲渡数の増加はそれを裏付ける。いくら減ったとは言っても、現にこれだけの数の動物たちが毎年殺処分されていることを考えると、日本の動物愛護の現状は課題がまだまだ山積みだと言わざるを得ない。

写真1 動物愛護を訴えるポスター等の例

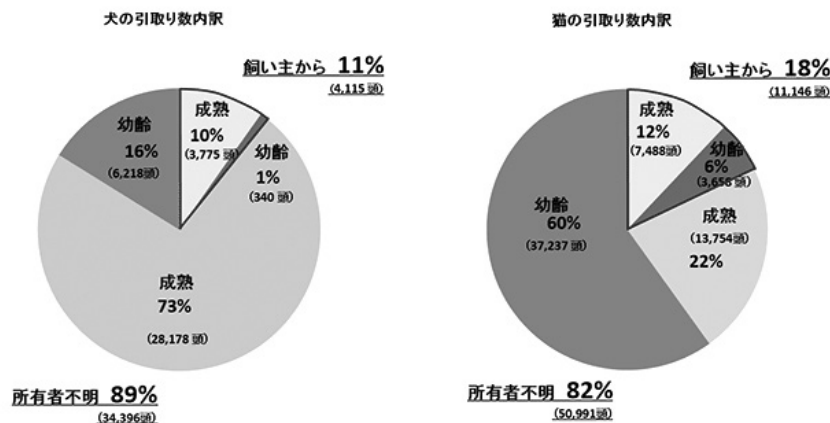


表 1 平成 16～29 年度の犬・猫の引取り状況 (環境省：平成 30 年 12 月 28 日更新)

年 度	犬			猫			合 計		
	引取り	処分数		引取り	処分数		引取り	処分数	
		返還・譲渡	殺処分		返還・譲渡	殺処分		返還・譲渡	殺処分
平成 16	181,167	25,297	155,870	237,246	4,026	238,929	418,413	29,323	394,799
平成 17	163,578	24,979	138,599	228,654	3,936	226,702	392,232	28,915	365,301
平成 18	142,110	28,942	112,690	232,050	4,427	228,373	374,160	33,369	341,063
平成 19	129,937	29,942	98,556	206,412	6,179	200,760	336,349	36,121	299,316
平成 20	113,488	32,774	82,464	201,619	8,311	193,748	315,107	41,085	276,212
平成 21	93,807	32,944	64,061	177,785	10,621	165,771	271,592	43,565	229,832
平成 22	85,166	33,464	51,964	164,308	11,876	152,729	249,474	45,340	204,693
平成 23	77,805	34,282	43,606	143,195	12,680	131,136	221,000	46,962	174,742
平成 24	71,643	33,269	38,447	137,745	14,858	123,400	209,388	48,127	161,847
平成 25	60,811	32,092	28,570	115,484	16,320	99,671	176,295	48,412	128,241
平成 26	53,173	31,625	21,593	97,922	18,592	79,745	151,095	50,217	101,338
平成 27	46,649	29,637	15,811	90,075	23,037	67,091	136,724	52,674	82,902
平成 28	41,175	30,500	10,424	72,624	26,886	45,574	113,799	57,386	55,998
平成 29	38,511	29,955	8,362	62,137	26,967	34,854	100,648	56,922	43,216

※平成 16,17 年度の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値。

グラフ 1 平成 29 年度の犬・猫の引き取り状況内訳 (環境省統計資料より引用)



注) グラフ中の幼齢の個体とは主に離乳していない個体を示す。

2. 新潟県及び新潟市の統計資料から読み解く動物愛護の現状

以下に、平成 30 年（2018 年）度の新潟県（新潟市を含む）の殺処分についての比較を示す。（新潟県の平成 30 年度動物保護管理関係業務実績から引用）

新潟県又は新潟市の施設に収容された犬・猫の数が 2,373 頭、飼い主のもとへ返還された犬・猫の数が 180 頭、新しい飼い主へ譲渡された犬・猫の数が 1,349 頭、殺処分又は収容中に死亡した犬・猫の数が 866 頭とある。殺処分数の内訳は犬 9 頭、猫 857 頭で、猫が大半を占める。（表 2・3 とグラフ 2・3）この数値は統計を取り始めた 1952 年以降過去最少で、不妊・去勢手術の普及や保護された犬・猫を新しい飼い主へ譲渡する取り組みが少しずつ浸透している。

新潟県の動物愛護推進計画（表 4）と照らし合わせると、不幸で無益な殺処分を少しでも減らし、返還・譲渡に力を入れてきた姿勢が伺える。

表 2 5 年間の犬の収容と殺処分状況

犬の収容と処分状況(新潟市を含む)

年度	飼主 引取	迷子	収容計	返還	譲渡	殺処分
H26	126	413	539	290	204	44
H27	123	346	469	254	181	30
H28	75	299	374	219	136	11
H29	62	341	403	237	137	21
H30	57	231	288	168	129	9

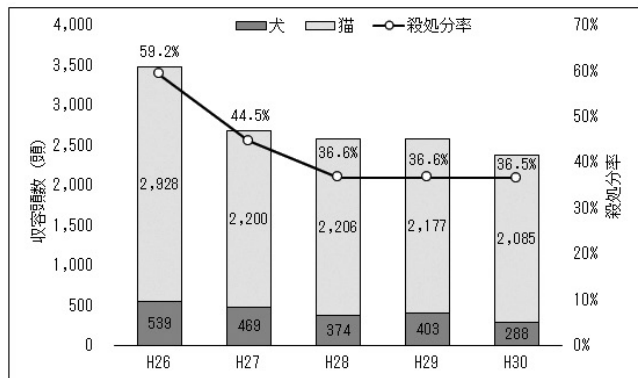
- ・ 殺処分口は収容中に死亡した数を含む。
- ・ 年度をまたいだ繰り入れ、繰り越しがあるため、収容計 = 返還 + 譲渡 + 殺処分 とはならない。

表 3 5 年間の猫の収容と殺処分状況

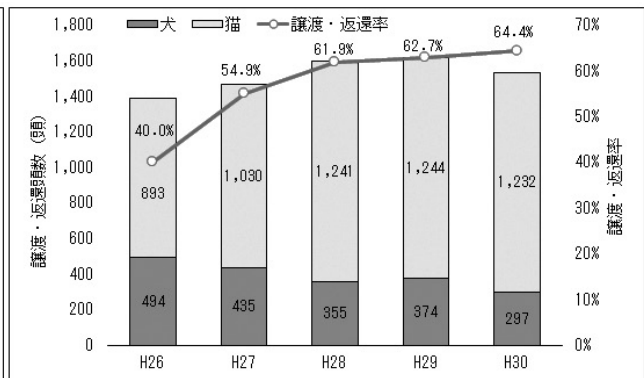
猫の収容と処分状況(新潟市を含む)

年度	飼主 引取	迷子	収容計	返還	譲渡	殺処分
H26	1,199	1,729	2,928	10	883	2,008
H27	781	1,419	2,200	26	1,004	1,159
H28	821	1,385	2,206	18	1,223	933
H29	897	1,280	2,177	17	1,227	923
H30	969	1,116	2,085	12	1,220	857

グラフ 1 犬・猫の殺処分率推移



グラフ 2 犬・猫の返還・譲渡の推移



平成 30 年（2018 年）度の殺処分頭数 866 頭の内訳は、犬 9 頭、猫 857 頭である。平成 29 年（2017 年）度の殺処分頭数は計 944 頭（犬 21 頭、猫 923 頭）に比べたら確かに前年比で減少している。上記の統計データの起点である平成 26 年（2014 年）度の殺処分頭数が犬猫合わせて 2,052 頭を考えると、5 年間で殺処分頭数が約 60% 減少したことになる。グラフ 1 の殺処分数は右肩下がり、グラフ 2 の返還・譲渡数は右肩上がりで、犬猫の殺処分ゼロのために保護された動物の譲渡にも力を入れて、譲渡・返還率も年々伸びている。迷子となった個体の返還であればまだしも、一口に譲渡と言っても、なかな

か一筋縄で行かないことも多い。糸井重里氏の言葉を借りれば、譲渡の対象となる犬・猫は「まっしろな状態ではない」。それぞれに事情があって保護された次第で、中には人間への不信感が顕著な個体も当然含まれる。保護された犬・猫を引き取る際にも、事前講習、書類審査や面談調査、実際にその個体と対面してお見合い（マッチング確認）、猫の場合は去勢手術の実施など、いくつかの関門がある。個体を引き取っても慣れるまでは辛抱強く待つ必要がある。

とは言え、殺処分されている犬・猫の大半は猫で、まだ目も明かないような仔猫が処分の対象となっている。動物愛護センターに収容される犬の頭数も、殺処分数も明らかに減っているが、猫については元々の頭数が多いだけになかなか減っている実感が湧きにくい。2019年9月上旬、長岡市関原にある新潟県の動物愛護センターに筆者が行った際は、譲渡対象の猫たちが入るケージ（いわゆる猫部屋）が満員状態だった。当時は譲渡対象の犬が皆無だったが、本来は譲渡対象の犬が入るケージ（いわゆる犬部屋）まで猫が入っている情景に圧倒された。

同様の現象は、新潟市中央区にある新潟市動物愛護センターでも見受けられる。県も市も猫の譲渡には相当に力を入れていて、譲渡会やイベントなども年間かなりの回数を企画している。行政だけでなく、民間の動物愛護ボランティアの譲渡会やマッチングも新潟県内では相当に展開されている。やっと受け入れ先ができたと思えば、また次から次へと収容されてくる猫がいる。猫がなかなか減らない。

筆者が新潟県の動物愛護センターに通うようになったのは、平成29年10月中旬以降だ。当時そこには3匹の犬が譲渡対象として登録されていた。1匹はメスの狎（愛称ココロ）、1匹はオスのゴールデンレトリバー（愛称ゴンタ）、1匹はオスの紀州犬（愛称リュウ）だった。いずれも推定10歳を超えた高齢犬で、それぞれ目の病気に心臓の病気、皮膚病と継続的な治療が必要な疾患を抱えていた。動物愛護センターにさまざまな犬が収容されては譲渡されてゆくさまを見守ってきたが、上記の3匹だけは疾患や年齢もあり、なかなか譲渡先が見つからなかった。昨年転機が訪れた。動物愛護センターのスタッフの尽力と辛抱強く待ち続けた甲斐があって、ゴールデンレトリバーと紀州犬はそれぞれ新たな家庭に譲渡されていった。見に行く度に元気がないのが気になっていたメスの狎は、ついに動物愛護センター内でひっそりと最期の時を迎えた。元々が高齢だったので、おそらくは老衰だったと思われるが、センターのスタッフからも詳しい状況はそれ以上聞けず、何ともやるせない気分が残った。

このような犬や猫たちが、どのような事情や経緯で動物愛護センターに来たのか、詳しいことは個人情報保護もあって一般にはわからない。しかし、飼い主による終生飼養という枠組みから弾かれてしまった個体が、いくらセンターで衣食住の保証がある環境下で手厚く保護を受けても果たしてそれで幸せと言えるのか。もちろん動物を手放すことに至った事情はそれぞれだが、無責任に捨てるくらいなら飼うな、と言いたい。

表 4 新潟県の動物愛護管理推進計画の引用



3. 動物愛護推進員とは何か？～新潟市の場合から～

動物愛護推進員とは、動物への理解と知識の普及を目的とする市民のボランティアであり、筆者も平成 30 年度に新潟市の動物愛護推進員の委嘱を受けた。行政の立場である新潟市（または新潟県）がこのようなボランティアを委嘱する狙いは、動物愛護と適正飼養の普及啓発運動を行うことである。

動物の愛護及び管理に関する法律、すなわち動物愛護法第38条第2項に詳しく記載されている。

因みに、新潟市の動物愛護推進員設置要項には、以下のように記されている。

- ・動物愛護と適正飼養の重要性について市民理解を深める
- ・動物愛護と適正飼養に関する地域情報を市に提供する
- ・動物愛護と適正飼養を推進する市の施策に協力する
- ・活動に役立つ知識や技術の修得に努める

また、活動上知り得た個人情報や、個人の人格への配慮の注意事項もある。ここでの動物愛護の対象となるのは、いわゆるペットと呼ばれる、主に「犬・猫」等の人間の生活にとって身近な動物一般であり、虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取り扱い、健康及び安全の保持が目的となる。動物をその習性も理解した上で適正に管理して生活環境の保全を行い、ヒトと動物とが共生する社会の実現を目指すのが基本理念である。

新潟市の場合、2013年に「いくとびあ食花」の一画に新潟市動物愛護センターが新規に開設されてから、より積極的な動物愛護対策を打ち出している。地域における犬・猫等の動物の愛護の推進に熱意と見識を有し、啓発チラシの配布やペットとの同行避難に関する普及活動をするなど、動物の愛護と適正飼養の普及啓発等の動物愛護政策に具体的に協力するのが動物愛護推進員の主な仕事である。

例年1～2月頃に募集と選考を行い、3月に採用の通知を受けると、次年度の5月に正式に委嘱の辞令を受ける。任期は、委嘱の日から翌年度末日までの2年間であるが、更新も可能である。活動や会議・研修への参加に対する謝礼や交通費などの支給はない。新潟市の動物愛護推進員の主な活動内容は以下の通りである。

(1) 自主的な動物愛護と適正飼養の推進

地域において、積極的・自主的に地域住民への情報提供や飼い主からの求めに応じて助言をする。

(2) 行政との連携・協働

新潟市の動物愛護に関する事業に協力する。動物に関する法令や行政の施策の内容を知ったうえで、施策への協力・地域住民への普及活動を行う。

(3) 地域の動物愛護の現状報告等

年度末に動物愛護推進員としての活動を報告する義務がある。但し、公務員に準ずるような職務資格はなく、立入り・監視指導や措置命令などの権限もない。個人情報保護の点から、活動を行う上で知り得た個人の情報には任期中及び解任後も守秘義務が課せられる。

新潟市動物愛護推進員の具体的な活動事例を以下に示す。

- ・狂犬病集合注射会場における犬の適正飼育啓発活動
- ・所属自治会での動物同行避難の啓発活動
- ・新潟市地域猫活動支援事業における地域の情報提供、猫の生態調査等への協力。
- ・動物愛護センターのホール展示の協力（写真2参照）
- ・例年9月動物愛護週間に行われる動物フェスティバルでのブース展示協力
- ・広報誌（まんまるプレス）の発行
- ・その他、動物愛護に関連した各種の勉強会ほか

動物愛護推進員と一口に言っても、動物フェスティバルのように推進員全体で取り組むイベントもあれば、推進員が個別に主軸とするものもあり、活動範囲は実に多岐に渡る。毎年動物愛護週間の9

月開催の動物フェスティバルや年度ごとの活動計画にも基調テーマがあり、最近では犬の鑑札及び注射済票の装着推進や災害時にペットを連れての同行避難が重点項目に挙げられる。各種の勉強会も、毎月の定例会に合わせて開催されることが多く、筆者が動物愛護推進員になってから参加した主なものは、ペット防災、動物の法律、シニア動物、地域猫に関する取り組みなどがある。2019年春には、新潟市内の狂犬病予防接種の数カ所の集団会場で犬の鑑札及び注射済票の装着推進を呼びかける活動にも参加した。犬種や地域によっても、鑑札等の装着状態には大きな差があった。小型の愛玩犬は大半が装着しておらず、会場によっては中型犬・大型犬でも鑑札等をつけてないケースも多々見られた。

写真2 新潟市動物愛護センターのホール～展示パネルの例 (2019年9月撮影)



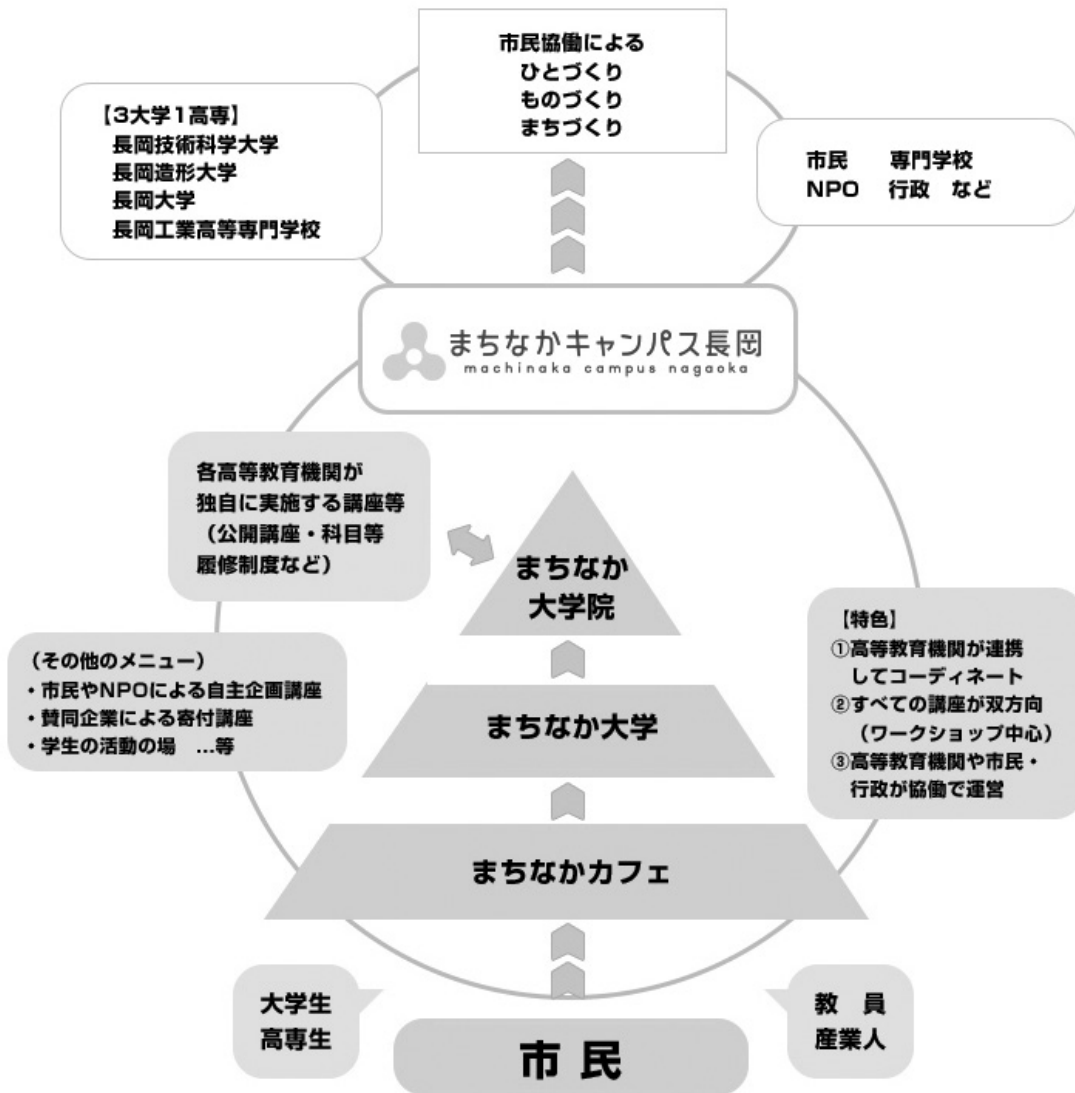
4. まちなかキャンパス長岡における動物愛護に関する講座実施

動物愛護に関連した講座・講演会や譲渡会などのイベントを主催するのは、主に動物愛護センターなどの関連施設や、動物愛護活動を行うボランティア等である。国民に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深める目的で定められた動物愛護週間(9月20日から26日)に合わせて、例年9月から10月にかけて開催されることが多い。

平成23年9月にオープンした『まちなかキャンパス長岡』(愛称:まちなかキャン)でも、これまでに何回か動物愛護に関連する講座を開催してきた。『まちなかキャンパス長岡』の根底にあるのは米百俵の精神で、「学び」「交流」「伝統」の3つのコンセプトを掲げている。多様化かつ高度化する学びのニーズやスタイルに対応できるよう、長岡市内にある高等教育機関(長岡大学・長岡技術科学大学・長岡造形大学・長岡工業高等専門学校、今後は長岡崇徳大学も本格的に参加予定)と協働して、各校の専門性を活かしたユニークな講座をこれまで数多く開催してきた。

『まちなかキャンパス長岡』の「まちなかカフェ」(単発講座)や「まちなか大学」(連続講座)は、長岡大学を始めとする市内高等教育機関及び市民、長岡市から構成される各分科会で、毎年初夏の頃から冬にかけて半年以上の時間を費やして企画を練り上げ、テーマを明確化し、内容の吟味を重ねた上で、講師の選定や招聘を行っている。筆者もここ数年来、「まちなかカフェ分科会」に参加している。

図1 まちなかキャンパス長岡の構成図 (まちなかキャンパス長岡公式サイトより)



『まちなかキャンパス長岡』で講座企画を練る作業は分科会メンバーの協働で行われるが、その場において重要視しているのは「市民のニーズに込えているか？」

「この講座を開催することで参加した人に喜んでもらえるか？」という点である。

「まちなかカフェ」と「まちなか大学」はいずれも受講者を20～30人と少人数に絞ることで、ゲスト（講師のこと）と受講者との距離を縮め、質疑応答の時間もふんだんに設けるなど、アクティブ・ラーニングと双方向のやりとりを重要視した講座構成となっている。ジャンルや開催時期によっては集客が意外と伸び悩むケースもたまにあるが、これまで『まちなかキャンパス長岡』で開催した動物愛護に関連の講座は充足率・満足度とも軒並み好評で関心の高さが伺える。過去に実施した講座概要を以下に示す。

(1) 【動物のお医者さんだから見えること】 まちなかカフェ<平成28年度>

開催日時：2017年2月23日（木）19：00～20：30

開催場所：まちなかキャンパス長岡4F 交流広場

ゲスト：シートン動物病院 院長 長部善憲氏

内容紹介 (公式サイトからそのまま引用)

動物の医療現場から見えるのは、人と動物の自然の絆。数え切れないほどの飼い主と動物との関わり方を見てきた目には、一体何が映っているのでしょうか。思い出深いエピソードから動物保護のお話まで、動物にまつわるあれこれをお話しします。

地元で有名な獣医師をゲストに迎えた、動物愛護に関連する講座の第1弾だった。医学的根拠に基づいた動物医療のありかたから、日本と欧米とのペットに対する考え方の相違などの概論が主に犬について展開された。犬の行動や習性から見た性格の特徴、犬の性格ごとの接しかたなど、人と犬との相違点を踏まえた上で、飼い主の視線と犬の視線に沿った内容であった。特に、犬と飼い主との心の影響について述べたところは圧巻で、受講者アンケートの満足度も著しく高かった講座である。

(2) 【ヒューマン・アニマル・ボンドー人とペットの絆ー】 まちなか大学

＜平成29年度＞ (5回連続講座)

講座全体の趣旨 (公式サイトからそのまま引用)

ペットを飼育する人口が多くなるにつれて、ペットと人の関係性が変化しています。まずは、社会的役割や医療、動物保護の現状など、ペットを取り巻く環境を正しく理解しましょう。それらを通じ、ペットと人の絆をより深め、ペットの社会的地位の向上を図る学びの場とします。[参考図書] 横田晴正『老いゆくペットと幸せに暮らすための40の心得』双葉社 (2011年)

5回に渡る講座で、ペットを取り巻く社会環境や保護活動、ペットロスにも踏み込んだ骨太の内容だった。各回ともゲストでもある横田晴正氏がファシリテーターを務めた。講座全体の趣旨にもあるように、一貫して人と動物との関係性が主軸で、答えは出なくとも、受講者ともども一緒に考えようとする姿勢が印象に残った。

①ペットの日本文化と西洋文化

開催日時：2017年9月28日 (木) 19:00～20:30

開催場所：まちなかキャンパス長岡3F 301会議室

ゲスト：日本ペットカウンセラー協会 認定カウンセラー 横田晴正氏

内容紹介 (公式サイトからそのまま引用)

ペット先進国である西洋と後進国といわれる日本との、ペットとの関わり方の文化的な違いを例に挙げながら、時代や地域による考え方の変遷をたどります。また、ペットが人の心に癒しを与えるアニマルセラピーをはじめ、ペットと人の関係がどのように変化してきているのかを紹介します。

②ペットの社会的参加と共生

開催日時：2017年10月5日 (木) 19:00～20:30

開催場所：まちなかキャンパス長岡3F 301会議室

ゲスト：にいがた・盲導犬ハーネスの会 会長 赤塚セツ氏

内容紹介 (公式サイトからそのまま引用)

年々、盲導犬などの補助犬は必要とされ、増加の傾向にあります。盲導犬の傷害事件や誤解による入店拒否など、盲導犬への理解と普及が進んでいません。その現状を取り上げながら、盲導犬や介助

犬のように社会的役割を担っているペットと人との関わりについて考えてみましょう。

③ペットの高齢化と医療の現状

開催日時：2017年10月12日(木) 19:00～20:30

開催場所：まちなかキャンパス長岡3F 301会議室

ゲスト：ステラ動物病院 院長 和田甲臣氏

内容紹介(公式サイトからそのまま引用)

ペットを取り巻く医・食・住の環境が改善されるにつれて、ペットの平均寿命が延び、高齢化が進んでいます。ペットの日頃の健康管理やセカンドオピニオン、訪問医療など、医療現場でも変化が表れています。日々ペットと人に向き合う獣医師が、医療の現状をお話しします。

④ペットの保護活動の座談会

開催日時：2017年10月19日(木) 19:00～20:30

開催場所：まちなかキャンパス長岡3F 301会議室

ゲスト：新潟県動物愛護センター 副参事 大関桂子氏

おぢやアニマルサポート 代表 大淵真由美氏

内容紹介(公式サイトからそのまま引用)

ペットを飼育している人口が増加するにつれて、ペットを取り巻く環境は向上しているものの、一部の飼い主によるペットへの愛情喪失や多頭飼育崩壊による飼育放棄があるのも実情です。公的・民的な動物保護に携わる立場から、ペットの保護活動・譲渡活動の現状について考えていきます。

⑤ペットの葬祭とペットロス

開催日時：2017年10月26日(木) 19:00～20:30

開催場所：まちなかキャンパス長岡3F 301会議室

ゲスト：ペット霊園ソウルメイト 僧侶 長福寺 住職 横田晴正氏

内容紹介(公式サイトからそのまま引用)

愛するペットを失った喪失感から日常の生活が成り立たなくなる心的鬱状態「ペットロス」。人の葬祭とペットの葬祭の両方を務める僧侶として、また、人の話に耳を傾ける傾聴カウンセラーとして、ペットと人との関係を改めて取り上げ、お互いを結ぶ「心の絆」についてお話しします。

横田晴正氏はペットの供養のために住職になられたという異色の経歴もあって、各方面で脚光を浴びている。2019年9月21日に新発田市民文化会館で開催された「'19下越地区 動物愛護フェスティバル」においても、女優で動物愛護プロジェクト Tier Love (ティア・ラブ) 主宰の講師浅田美代子氏らと共にパネルディスカッションも行った。上記イベントの司会進行を務めたのが、動物愛護ネットワーク (NDN) 代表の岡田朋子氏で、2019年度の「まちなかカフェ」ゲストも務めている。

(3) 【人と動物の共生を目指して】まちなかカフェ<令和元年度>

開催日時：2019年5月23日(木) 19:00～20:30

開催場所：まちなかキャンパス長岡4F 交流広場

ゲスト：新潟動物ネットワーク (NDN) 代表 岡田朋子氏

内容紹介 (公式サイトからそのまま引用)

身近な動物たちを取り巻く環境には、さまざまな問題があります。例えば野良猫と地域のこと、災害時のペットのことなど。残念なことに人間の都合が優先され、疎かにされる命があることも事実です。これらの問題に取り組む新潟動物ネットワーク (NDN) の活動を見ながら、動物の命を一緒に考えましょう。

新潟動物ネットワーク (NDN) は2001年7月の設立以来、新潟県の動物愛護・ペットの保護を先頭切って積極的に行ってきた、新潟を代表する動物愛護団体である。「人と動物との共生を目指して、一人ひとりができることを考え実行していく」を理念とした非営利・非政治宗教のボランティア団体で、会の運営は会費と寄付で成り立っている。動物のためのシェルターや保護施設はないが、新潟県内の保健所や動物保護管理センターに収容された飼い主のいない犬や猫の新しい飼い主を募集するマッチングに取り組んでいる。保護された動物たちを新しい飼い主に引き渡すだけでなく、きちんと飼育できる環境なのかを確認し、できることとできないことを明確にした良心的な対応が特徴だ。定期的に譲渡会を開催し、動物愛護に関連した県内の各種イベントにも広く関与している。上記の講座でも比較的新しいアニマルウェルフェア (動物福祉) の考え方をわかりやすく紹介した。

5. おわりに～犬・猫のためにできること ウイズコロナ時代の動物愛護とは？～

動物愛護に関する一般的な意識は昭和や平成の初期よりも、少しずつ上がっていていると思う。一方で、人間の高齢化などの社会的変化に伴う新たな問題も浮上しつつある。飼い主の高齢化や疾病等、死亡により犬や猫の飼育ができなくなる場合が増えるだけでなく、飼い主のみならず犬や猫も高齢になることで疾病の療養や介護の必要が生じてくる。人間や犬・猫の心身の健康問題だけでなく、犬・猫の飼育にかかる費用の経済的な問題も現実としてある。

犬・猫を一生飼育するのにかかる費用は大体車1台分くらいという通説があるが、アニコム損害保険「ペットにかかる年間支出調査」(2018年度)では犬1頭に年間で約480,420円かかるという。同調査の2017年度が約445,993円であるから、年々この金額は増えてゆく可能性が高い。因みに、同調査による犬の飼育頭数は年々減少傾向にある。(2017年:約892万頭→2018年:約890万頭)犬は散歩の手間がかかることや、狂犬病その他のワクチン接種の義務付け、フィラリア防止のための投薬の必要などもあって、猫以上に飼育にかかる費用が多くなりがちである。

同調査の2018年度では、猫の飼育頭数が約964万頭で、猫1頭に対する年間支出の平均額は約231,450円である。(2017年度は猫の飼育頭数が約952万頭、年間支出の平均額は約209,421円)猫の飼育頭数は犬のそれを上回るが、猫の年間支出の平均額は犬の約半分である。猫の不妊去勢手術への補助制度も浸透してきた。

犬・猫の医療費は人間と違い保険診療が効かず、ペット用の医療保険もあるにはあるが、掛け金が年間数万円かかる掛け捨てタイプで、7歳以上の高齢のペットは不可などのケースが目立つ。上記の調査以外にもいくつかのデータを見てみたが、飼育する動物の年齢や種類や環境によっても相当ばらつきがある。いずれにしても動物を飼育するには衣(医)食住含めて、かなりの費用がかかると覚悟が必要だ。

新潟県での犬・猫の殺処分は残念ながらなかなかゼロにはならないが、数字上の解釈による「ゼロ」

ではなく、不幸な犬・猫をこれ以上増やさないために、行政も民間も真摯に取り組んでいる。殺処分ゼロを達成しているような施設でも、収容される犬・猫の増加に伴い、施設のスペースの許容範囲を超える問題を抱えている。コンテナやゲージを敷地内に設置して飼育用のスペースを確保している。それでもあふれてしまうものについては民間の動物愛護団体等へ委託する対応を取っているという。

筆者が動物愛護推進員になって改めて痛感したのは、個人が動物の愛護についてできることは本当に微々たるものということだ。唯一できたと実感したのは、平成29年12月末に新潟市の動物愛護センターから保護犬(推定13歳、トイ・プードルの雌)を1匹引き取ったことくらいかも知れない。この保護犬を引き取るまでに約2ヶ月間かけて、新潟県や新潟市の動物愛護センターやペットショップを直に見て回り、インターネット上で県内外のペット販売や譲渡情報などを検索しまくった。行き場を失った犬・猫や、ペットショップやペット売場で商品やモノとしてぞんざいに扱われている動物たちを目の当たりにした経験を振り返っても、やはり思わずにいられない。「犬・猫たちのためにできることは何か?」と。

特に今年2020年は新型コロナウイルスの感染症拡大のため、予定されていた動物愛護の啓蒙活動や各種のチャリティーイベント、譲渡会なども軒並み中止・延期を余儀なくされている。動物愛護センター等の関連施設も緊急事態宣言下で休館となり、実際の動物愛護・保護の動きというものがますますわかりづらい状況である。ステイホームの呼びかけに応じるように在宅時間が増えたことで、ペットを購入しようという動きが活発になっているという話も聞く。問題は新型コロナウイルスの感染拡大が収束したときに、また過去のペットブーム時に散見されたような無責任な飼育放棄が増えないかという点だ。今回は現状を踏まえての概要をまとめるに留めたが、ペット防災の取り組みやペットロスへの対応は、いずれ別の機会に新たな稿にまとめたい。真の意味で動物にやさしい社会は人にも優しい社会だと心得る。

【参考資料】

- ・環境省 動物の愛護と適切な管理(環境省自然環境局公式サイト)
- ・新潟県 動物愛護センター(新潟県、公式サイト)
- ・いくとぴあ食花 動物愛護センター(新潟市、公式サイト)
- ・新潟市 動物愛護センター(新潟市、公式サイト)
- ・まちなかキャンパス長岡講座一覧(平成28年度・平成29年度・2019年度)
- ・まちなかキャンパス長岡公式サイト
- ・世界でいちばんかなしい花 それは青森の女子高生たちがペット殺処分ゼロを目指して咲かせた花(瀧晴巳著、ギャンビット)
- ・いのちの授業 特別な一びき(岡田朋子著、国土社)
- ・イヌを長生きさせる50の秘訣(臼井新著、サイエンスアイ)
- ・イヌネコにしか心を開けない人たち(香山リカ著、幻冬舎新書)
- ・ペットと幸せに暮らす 千代田区人と動物の共生ガイドブック(千代田区保健所生活衛生課)
- ・いぬのきもち 2019年10月号(ベネッセ)
- ・いぬのきもち 2019年11月号(ベネッセ)
- ・新潟日報記事情報 2019.07.03
- ・新潟日報記事情報 2019.03.12

- ・ TOKYO ZERO 公式サイト
- ・ Shippo.asahi.com (朝日新聞) 2019.04.29
- ・ アニコム損害保険「ペットにかかる年間支出調査」2017年度、2018年度
- ・ 長岡大学卒業論文「犬と共に生きる～私達が犬にできること～」(池田賢司・江口由希子・川崎 凌、2014年2月)
- ・ 家族になろうよ～犬と猫と私たちの未来～(NHK、2019.09.21 on air)

上記の参考資料以外にも、新潟市動物愛護推進員定例会の配布資料、環境省・新潟県・新潟市等の行政が頒布している動物愛護関連のチラシ・ポスター、まちなかキャンパス長岡での講座資料、動物愛護に関連したイベントでの内容も参考にした。

